

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立高嶺小学校  
校長名 松久保 雅和 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた心豊かな児童の育成を図るとともに、自主的精神と創造性に富み、社会貢献の精神と国際的視野をもった持続可能な社会の創り手となる児童の育成をめざす。

(た) たすけ合う、思いやりのある子

◎ (か) 考えを深め、自分から学ぶ子 (重点目標)

(ね) ねばり強く、最後までやりぬく子

「考えを深め、自分から学ぶ子」を重点目標とし、校内研究を中心に学びに向かう力を高める指導方法を全教職員で探究し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざした授業改善を行い、主体的に学ぶ児童の育成を図る。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ・「考えを深め、自ら学ぶ子」を育成するために、学ぶ喜び、できる喜びが実感できる学校づくりを行う。
- ・教科等横断的な視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントに取り組み、社会に開かれた教育課程を編成し、地域に開かれた学校教育を行う。

イ 豊かな心の育成

- ・「たすけ合う、思いやりのある子」を育成するために心の教育、人権教育を推進する。
- ・「みんなちがって みんないい」を合言葉に人権尊重の精神を基盤とした個性の尊重や特性の理解を重視した教育活動を行う。教職員相互で児童の情報や指導方法の共有を図ることで差別や偏見、いじめを許さず、相手を尊重しながらよりよく生きようとする児童を育む。

ウ 健やかな体の育成

- ・「ねばり強く、最後までやりぬく子」を育成するために、心身の健康教育を実践する。
- ・体育的行事や体育科の授業を充実させ、運動に積極的に取り組み、日常化を図る。
- ・食育や健康教育を重視し、望ましい食習慣と自分の体や健康への関心を高め、生涯にわたって健康に生き抜く基礎的な力を育てる。

エ 不登校児童への支援

- ・不登校児童のための環境整備及び個に応じた支援を行う。
- ・児童一人ひとりの状況を把握し、関係機関と連携を図りながら、児童の社会的自立につながる支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

- ・いじめ防止等の効果的な取組を実行する。
- ・八王子市いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を基に、学校いじめ対策委員会を核とした組織的かつ実効的ないじめ対応を行う。

カ 特別支援教育の充実

- ・特別支援教室拠点校を活かした特別支援教育の充実を図る。
- ・インクルーシブな教育の視点に立って、すべての児童にとって分かりやすい授業を行うために、ユニバーサル・デザインの考えに基づいた環境づくりや授業改善を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【中山中学校グループ(中山小、高嶺小)】

「自ら学び、考え、行動し、主体的に進路を切りひらく児童・生徒」「思いやりと人権尊重の精神をもち、社会に貢献する児童・生徒」の実現のため、①学習規律と生活規律の共有化、②「義務教育の修了段階」をめざした小・中における系統性のある指導、③人間関係づくりと規範意識育成に向けた系統的な指導と奉仕活動、交流活動の充実、④「共に育てる」を共通理念とする「中山中学校グループ」で連携した地域運営学校の推進、⑤目標管理・検証の手だてのために、学校評価、学校運営協議会評価、各種調査結果を活用した学校改善システムを確立する。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等

#### ア 各教科（外国語活動を含む）

- ・国、市の学力調査及び、各教科の単元テストの分析により、児童の学力の実態を明らかにする。また、知識及び技能の確実な習得を図るため、OJT研修や外部講師を招いて教員のICT機器を活用するスキルの向上を目指す。さらに、1人1台の学習用端末の授業支援ツール及びドリル型学習コンテンツを活用し、個人が獲得・達成する能力や状態に基づく獲得的要素と、教科横断的な学習や探究的に学ぶことで得られる知識や技能でつながり、関係性に基づく協調的要素を調和的・一体的に育む。
- ・主体的・対話的で深い学びを実現するため、校内研究を授業改善の柱とし、授業力の向上及び児童の思考力、判断力、表現力等の向上をめざす。また、プログラミング教育を実践し、児童の論理的思考力、創造性、問題解決能力、実行力等を育成する。
- ・英語補助教材等を十分活用し、外国語指導助手（ALT）と連携により、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、身近で簡単なことについて外国語の基本的な表現に関わり「聞くこと」や「話すこと」等、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度、能力の育成を図る。また、外国語を通じて、言語や文化について、聞くこと・読むこと・話すこと・書くこと等を通しての体験的に理解を深める。
- ・教科担任制を段階的に実施し、各教員の働き方改革や、児童の学びの深まりを意識した指導を推進し、専門性の高い指導を行う。

#### イ 総合的な学習の時間

- ・蚕や八王子まつり・伝統文化や工芸品など、郷土学習を通して、地域人材と連携した体験活動を行い、地域の魅力や歴史を学び、地元への誇りと郷土を愛する心情を育てる。
- ・地域の方々とふれ合い関わり合う活動、地域の環境や特性を活かした体験活動、都立特別支援学校の児童等との交流活動を通して、自ら課題を見付け、粘り強く課題に取り組み、よりよい解決をめざす児童の育成を図る。

#### ウ 特別活動

- ・児童会活動・クラブ活動等の集団の中で、年齢や性別、考え方や関心、意見の違いを理解した上で、人間関係をよりよいものにしていくとする集団の一員としての自覚と実践力を高める。
- ・各教科等との関連に重点を置き、学級活動では係や当番活動等を通して働くことの意欲や責任感を育てる。また、児童の活躍の場を多く設定し、将来の社会参画に向けた児童相互の望ましい集団活動の実践力を養うとともに、教師と児童、児童同士の望ましい人間関係を構築する。
- ・集団宿泊的行事において、児童自らが企画・計画し、訪問施設との交渉や調整などを行い、宿泊が伴う班活動などの集団生活で、より達成感・充実感を味わえるような行事にする。

### (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ・道徳教育全体計画及び別葉を基にし、道徳的価値の大切さを学び、相手の立場を理解し支え合い社会の一員として自らの役割と責任を果たそうとする児童を育てる。
- ・「相互理解・寛容」を学校の重点とし、相手を思いやる心や、多様性の受容ができる心情を育むとともに、誰に対しても公平に接し、個性や特性を認め合い、差別や偏見のない学校の実現に向けて、道徳的な判断力、実践意欲、態度、道徳的心情を育てる。
- ・「考える道徳」「議論する道徳」の授業を実現し、課題解決型な学習の充実を図った上で、互いを認め合い、一人ひとりの良さを伸ばし成長を促すなどし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、道徳地区公開講座等で地域・保護者に参加を促す。

### (3) キャリア教育

【全体目標：中山地区の強みを活かし、自ら学び、考え、行動し、主体的に進路を切り拓く児童・生徒の育成】

- ・学校行事や児童会行事、地域行事等に対するボランティア参加を奨励し、他者と協働して取り組み、地域や社会に貢献しようとする社会貢献の素地を養う。
- ・児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、ジョブトークや職場体験等地域と連携した体験活動を充実させ、働くことの意義を理解させるとともに望ましい勤労観を育成する。
- ・3月に「さくら祭り」を設定し、中山中グループの児童や地域と協力して行事の実施、成功を目指す。

## (4) 特別支援教育

- ・児童の特性やニーズに応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、合理的配慮を鑑み、インクルーシブデザインやユニバーサル・デザインの視点を意識した指導の充実をめざす。
- ・全学級で巡回指導教員による自己理解や他者理解を深める教育の授業を行い、特別支援教育への正しい理解と知識の定着を図り、多様性を尊重する態度を養う。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に校内の特別支援体制の充実を図り、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を活用し、全教職員へ指導力向上と特別支援教育への理解を深める。
- ・通常の学級における障害者理解教育の推進と多様性を認め合う学習として、車椅子体験、点字学習、盲導犬等の体験学習を通して共生社会実現の素地を養う。
- ・都立特別支援学校等との副籍交流を各学期に1回程度行い、児童同士のつながりを深める。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ・義務教育9年間を見通し、児童の実態に合った「高嶺小のやくそく」や「SNS 高嶺小学校ルール」を作成し、児童・保護者に周知するとともに、全教職員が共通理解のもとに統一した指導を行う。
- ・SOSの出し方に関する授業、セーフティ教室を実施する。さまざまな場面を想定した避難訓練を実施し、自分の身を守るために必要な知識・行動を身に付けることができるようにする。
- ・「八王子市教育委員会『生命(いのち)の安全教育』」を基に、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、実態に合わせた指導を行う。

## イ いじめ防止等の取組

- ・毎週1時間、全教職員で、いじめ対応の会議を実施し、児童の様子やトラブルの共有、いじめ事実確認し、確実に記録を行う。情報共有後の対応は全教職員で取り組み、切れ目のない支援、児童・保護者への寄り添った対応を行う。
- ・ふれあい月間アンケート、子ども見守りシート等を活用するとともに、全ての児童に相談できる大人がいる環境づくりを家庭にも推奨し、アンケートの状況把握に努める。
- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、校長講話、道徳教育、人権教育の指導と合わせて学校全体として、いのちについて考える。

## ウ 不登校児童への支援等

- ・新たな不登校を生じさせないために、担任、学年、専科教員が得た情報を共有し、児童・保護者面談などの早期対応を校内委員会等で検討し、早期実施する。
- ・登校支援コーディネーターを核として、個票システムで登校状況を把握する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門機関と連携を図り、社会的自立につなげていく。

## (6) 学力保障「はちおうじっ子ミニマム」について

- ・基礎的・基本的な学力の定着を図るために、放課後補習教室「くすの木教室」を実施する。
- ・「八王子市学力定着度調査」や「はちおうじっ子ミニマム」の結果から、児童の学力の定着状況を把握し、一人ひとりに合わせた指導を行う。

## (7) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間を見通した切れ目のない小中一貫教育の取組

## (取組1) 上級生としての自覚と上級生への「憧れ」を醸成するための取り組み

- ・第6学年の部活動見学、体験、参加、音楽祭等の文化行事交流、中学校第3学年が小学校に向かい行う「リトルティーチャー」活動、第6学年の中学校授業体験を実施する。

## (取組2) 学力定着プロジェクトチームは『主体的に学ぼうとする児童・生徒の育成』の方策を検討

- ・小中合同での漢検、英検、新入生への課題作成、授業規律の共通理解、共通実践する。
- ・授業交流や研究授業公開、ICT、1人1台の学習用端末の活用について研究する。

## (取組3) グループ内の生活指導等の諸情報の共有のため、小中一体となって児童や生徒の見守り、小中合同の特別支援部会や生活指導部会の実施

- ・校内体制の整備や要配慮児童や生徒への対応、合理的配慮の必要な児童や生徒の生活指導面を、中学校第1学年の新入生情報で第1学年から第6学年までの重要事項の引継ぎを行い、いじめ及び生活指導基本方針を共通理解する。

## (取組4) 健全育成や社会性及び人間性の育成のために、地域と連携し、地域と合同で行う活動の推進

- ・小中あいさつ運動、児童会・生徒会交流(はちおうじっ子サミット)、地域清掃クリーン作戦等、地域のことを学ぶ日の合同実施・地域と連携した三校合同での「門松づくり」を実施する。

## イ その他

- ・中山中学校グループと情報共有し、情報活用能力系統表を習得できるように実践を図る。また、児童・生徒の活用状況や授業実践状況を共有し、ICT活用に関する資質・能力を育成する。
- ・地域主催の行事へ参加を促し、評価された作品や優秀な成績を修めた児童等に、朝会などで表彰する機会を設ける。
- ・保・幼・小連携の日を活かして、保・幼・小の架け橋期のカリキュラム、就学支援シートの活用を通して、小学校への円滑な就学を図るためのスタートカリキュラムの充実を図る。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	14	2	19	21	19	19	15	18	17	201
2	18	18	22	14	2	19	21	19	19	15	18	17	202
3	17	18	22	14	2	19	21	19	19	15	18	17	201
4	17	18	22	14	2	19	21	19	19	15	18	17	201
5	17	18	22	14	2	19	21	19	19	15	18	18	202
6	18	18	22	14	2	19	21	19	19	15	18	17	202
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1学年は、始業式に出席しないため4月の授業日数1日減</li> <li>・第2、4、5学年は、入学式に出席しないため4月の授業日数1日減</li> <li>・第1学年から4学年は、卒業式に出席しないため3月の授業日数1日減</li> <li>・第6学年は、修了式に出席しないため3月の授業日数1日減</li> <li>・夏季休業日は、7月22日から8月27日まで</li> <li>・都民の日（10月1日）を授業日とする</li> <li>・開校記念日（11月19日）を授業日とする</li> </ul>												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

学 年		1	2	3	4	5	6
領 域							
国 語		306	315	245	245	175	175
社 会				70	90	100	105
算 数		136	175	175	175	175	175
理 科				90	105	105	105
生 活		102	105				
音 楽		68	70	60	60	50	50
図画工作		68	70	60	60	50	50
家 庭						60	55
体 育		102	105	105	105	90	90
外 国 語						70	70
小 計		782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動（学級活動）		35	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備考  
ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	4 1/3	4 1/3	4 1/3	4 1/3	4 1/3	4 1/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		45 2/3	38	43	41 2/3	58	66 2/3
学級・学年裁量の時間		8 1/3	2 1/3	2 1/3	2 1/3	2 1/3	2 1/3

イ 1単位時間

- ・1単位時間は45分とする。
- ・クラブ活動は、1単位時間を60分間とし、年12回行う。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・第5・6学年 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日に増時数とし6時間授業をする。  
第5学年（7/1、7/13、11/24、12/2、3/19）  
第6学年（5/8、5/13、5/29、6/24、7/1、7/14、9/9、9/20、10/13、10/20、11/24、12/2、1/13、2/10、3/19）  
短い時間を活用した教科等指導
- ・第1～6学年の算数科の学習として、1回15分を27回で、年間9時間実施する。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・総合的な学習の時間では、第3学年「伝統工芸品」第4学年「伝統文化・伝統工芸品・お祭り」第5学年「豊かな自然環境」第6学年「歴史」における調査活動等を10時間位置付ける。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・毎週火曜日、木曜日の算数チャレンジ以外の時間は、原則として朝の児童活動の時間（8時20分から8時35分まで）に「朝読書」と「学級の時間」を実施する。
- ・第2学年から第6学年は、週1回程度、放課後の時間に「くすの木教室」として、地域の方と宿題や補習に取り組む活動を行う。